

令和8年度 就学援助制度のお知らせ

経済的な事情で児童生徒の就学が困難な世帯に、学用品費や修学旅行費等就学にかかる費用の一部を援助しています。援助をご希望の方は、別紙の申請書をお子さんが通われている学校にご提出ください。

1. 援助を受けられる人

お子さんが藤沢市の公立小・中学校に在籍していて、次のいずれかにあてはまる場合は、申請書を提出し認定されると、就学援助を受けることができます。※毎年申請が必要です。

- ① 生活保護をご利用中の方
- ② 経済的に困りの方(所得制限があります。目安は右ページの表1をご覧ください。)
- ③ ①②にはあてはまらないが、生活状態等から判断し、経済的な援助が必要な方

2. 申請方法

- 1. 提出先** お子さんが在籍している学校
※小・中など別々の学校に兄弟姉妹がいる世帯は、各学校へ1枚ずつ、同じ学校に在籍している場合は、在籍学校へ1枚申請書を提出してください。
- 2. 提出書類**
 - ① 就学援助費申請書兼世帯票(申請書)
 - ② 所得確認書類(※所得の確認が必要な方のみ。詳細は下記をご参照ください。)

【所得確認書類】※ご提出いただいた書類は返却しませんのでご了承ください。

 - ① 源泉徴収票(令和7年分・北°-可)
 - ② 確定申告書(第一表・第二表)(北°-) (令和7年分・税務署の收受印または、e-Taxの場合は受付日時/番号のあるものに限る・北°-可)
 - ③ 所得証明書(令和8年度・北°-可) ※令和7年中の所得がわかるもの

申請の際には、申請書のほかに所得確認書類が必要になる場合があります。右ページ「所得の申告に関してよくある質問」も必ずお読みください。

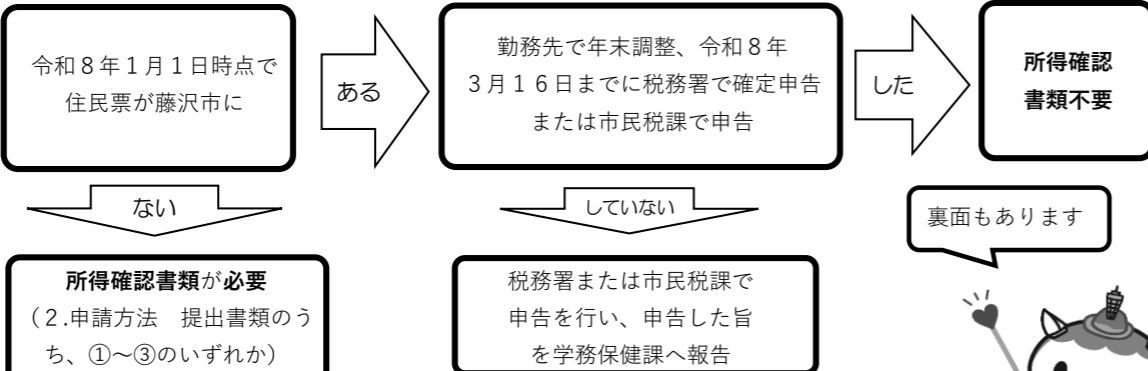
- 3. 提出期限** **2026年(令和8年)4月30日(木)**
※学校就業時間内に提出してください

3. 申請結果および支給について

- 1. 申請結果** 各世帯の所得や家族の状況などを総合的に審査し、郵送にて7月中旬頃、各ご家庭に通知します。申請状況や認定結果については、学務保健課では回答できかねます。学校にお問い合わせください。
- 2. 支給方法** 原則として、申請書にご記入いただいた保護者口座に振込みます
- 3. 支給時期** 9月末・1月末・3月末の予定です
支給時期には、郵送にて支給通知をお送りします(めがね購入費を除く)
- 4. 支給内容** 裏面の「表2」をご参照ください

4. 所得の申告ができていないか必ず確認してください!

世帯全員の(令和7年1月~令和7年12月)の年間総所得額を確認できたご家庭から審査を進められます。所得の申告期限内に正しく申告がされていない場合、申請書を期限内に提出していても、審査を進めることができません。所得の確認ができた月からの申請として扱います。十分ご注意ください。



16歳以上で扶養に入っていない方は、収入がない場合でも、**2026年6月1日までに藤沢市役所市民税課で無収入の申告が必要**です。右のページの「所得の申告に関してよくある質問」もご確認ください。

◆◇所得の申告に関してよくある質問◆◇



Q. 年末調整または確定申告の期限を過ぎて、所得の申告を行いました。
A. 税務署への申告期限(3月16日)を過ぎて所得の申告を行った場合、申告した旨の連絡がないかぎり、学務保健課では所得の確認ができません。税務署への申告期限が過ぎてから所得の申告を行った際には、学務保健課に申告を行った旨の報告並びに所得の確認ができる書類の提出をお願いします。学務保健課が所得の確認をできた月からの中途申請扱いとします。

Q. 所得の申告は済んでいるはずですが、所得不明通知が届きました。
A. 16歳以上で扶養に入っていない方は、収入がない場合でも2026年6月1日までに市民税課で無収入の申告が必要です。生計維持者がお子さんを扶養に入れていると思っけていても、実際は扶養に入っていないことがあります。また、お子さんが学生であってもアルバイトなどで収入がある場合には、収入の申告をする必要があります。所得不明の通知が届きましたら申告状況をご確認いただき、藤沢市役所本庁舎4階の市民税課にて手続きをしてください。

Q. 2026年1月1日以降に藤沢市に転入した場合、何を提出したらいいですか?
A. 左のページ「2.申請方法」の提出書類①~③いずれかをご提出ください。③の所得証明書については、2026年(令和8年)1月1日時点での住民登録地市区町村で、6月以降に取得できるようになります。前年度の世帯収入をもとに審査するため、**令和8年度(令和7年分)の所得証明書**をご提出ください。また、所得金額の記載のない非課税証明書は所得確認ができないため、受け付けることができません。非課税証明書しか発行されない場合は、2026年(令和8年)1月1日時点での住民登録地市区町村の市民税担当課にて申告の手続きを済ませた上で、所得証明書をお取りください。

Q. 申請書は期限内に提出できますが、所得確認書類が期限に間に合いません。
A. 所得確認書類が必要な方(該当者のみ)で、所得確認書類が申請書の提出期限に間に合わない場合は、**申請書のみに先に期限内に学校へご提出**いただき、所得確認書類は**2026年(令和8年)6月11日(木)**までにご提出ください。提出期日を過ぎた場合には、提出した月からの中途申請として扱います。年度の途中で申請し、所得確認書類が必要な方は、申請書と一緒に学校へご提出ください。

Q. 所得金額はどのように確認すればいいのですか?
A. **★自営業等で確定申告をした方は...**
「確定申告書」の「収入から必要な経費を引いた後の金額」をご確認ください。
★給与所得の方は...
「源泉徴収票」の「給与所得控除後の金額」欄をご確認ください。
★他市から転入した方は...
「所得証明書」の「合計所得金額」欄をご確認ください。

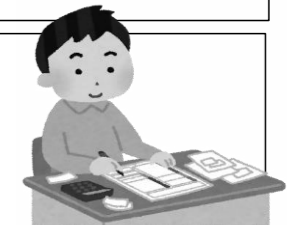


表1 (認定世帯の目安) ... 表中の目安となる年間総所得は、世帯の家族構成、年齢構成等により上下しますので、あくまで**目安として**、ご利用ください。目安額を下回っても不認定となる場合や、上回っても認定となる場合があります。目安となる所得基準額は、生活保護需要額を基に算出しています。

| 世帯員数 | 2人 | 3人 | 4人 | 5人 | 6人 |
|------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 目安となる所得基準額 | 250万円前後 | 300万円前後 | 350万円前後 | 400万円前後 | 450万円前後 |

就学援助の認定(不認定)の審査に際し、世帯構成員の生活保護受給情報、児童扶養手当受給情報、所得・扶養状況、児童生徒の給食喫食状況等について、藤沢市教育委員会が、個人情報収集し利用しております。収集した個人情報は、就学援助認定(不認定)審査以外の目的での利用はいたしません。

「提出における注意事項」

「申請書の記入における注意事項」

1. 申請者について

申請者欄には必ず保護者の氏名を記入してください。認否通知、支給通知については、申請書の「申請者（保護者）」欄に記入いただいた住所に送付します。不都合な場合は、申請書裏面にその旨を記入してください。

2. 世帯の状況について

世帯の状況は、住民票が同一世帯の方全員、住民票が別でも同一生計の方（生活費を共にしている方）全員を記入してください。（例：単身赴任、別居の保護者等を含みます）

3. 住宅について

申請書に記入した住所での住宅について記入してください。駐車場代・住宅ローンは家賃ではありません。

4. 振込口座について

申請者（保護者）名義の口座を指定してください。1の申請者名と振込口座名義は同一にしてください。

※必ず提出をする前に通帳などと照らし合わせ、支店名、口座番号などをご確認ください。

※金融機関によっては、口座番号とお客番号があります。お間違いのないようお願いいたします。

※ゆうちょ銀行に振込希望の場合は、必ず振込用口座番号を記入してください。ゆうちょ銀行の支店名は漢数字3桁です。



「表2 令和7年度支給内容」（生活保護を利用している世帯については、☆印のみ支給対象）

| 支給費目 | 対象者 | 年間支給額 | | 支給時期等 | | |
|----------------|----------|----------|----------|-------------|-----|-----|
| | | 小学校 | 中学校 | 9月末 | 1月末 | 3月末 |
| 中学校入学準備金 | 第6学年 | 63,000円 | | | ○ | ○ |
| 学用品費・通学用品費 | 第1学年 | 11,630円 | 22,730円 | ○ | ○ | ○ |
| | その他の学年 | 13,900円 | 25,000円 | 3回に分けて支給 | | |
| 学校給食費 | 全員 | | 実費 | 右面のとおり | | |
| ☆ 修学旅行費 | 参加者 | ほぼ実費 | ほぼ実費 | ○ | ○ | |
| ☆ 校外活動費（社会見学費） | 参加者 | 上限1,600円 | 上限2,310円 | | | ○ |
| ☆ 校外活動費（林間学校費） | 参加者 | 上限3,690円 | 上限6,210円 | | ○ | ○ |
| ☆ 通学費（特学） | 特別支援級在籍者 | 実費 | 実費 | ○ | ○ | ○ |
| 卒業アルバム購入費 | 卒業学年 | 実費 | 実費 | | | ○ |
| めがね購入費 | 該当者 | 上限あり | 上限あり | 医療機関等へ直接支払い | | |

※修学旅行費・校外活動費については、年間で1回分のみの支給です

※支給費目・支給額は、国要綱等の改正により、変更となる可能性があります

※支給費は表中の費目以外の目的には使用することはできません



「めがね購入費援助について」

めがね購入費援助は、学校の視力検査又は日常の学校生活等の中で、専門医による検眼が必要であるとされた場合に、検眼等に必要書類を交付し、その検眼料を援助するものです。また、めがねが必要になった場合に、めがねの購入費を援助するものです（限度額あり）。

学校の健康診断で対象と認められた方には、7月下旬以降、別途書類を送付します。

それ以外（ご自身で受診予定等）の方は認定の通知が届きましたら、お手数ですが学務保健課までお電話ください。

7月下旬以降に随時書類を送付します。なお、認定通知が届く前にめがねを購入する必要がある場合は、事前に学務保健課へお問い合わせください。

就学援助制度をご利用の皆様へ

学校給食費について

1. 小学校の給食費について

就学援助が認定された世帯は、小学校給食費の支払いは不要です。

2. 中学校の給食費について

中学校給食費は、就学援助が認定されますと、喫食した分の給食費を以下のとおり、年3回の支給時期に学務保健課から支給します。なお、中学校の給食費は前払い制のため、一度保護者にご負担いただき、その後、喫食した分の給食費を支給します。

（生活保護を受給している場合は生活保護費から給食費が支払われます。）

| 区分 | 金額（1食あたり） ※牛乳含む | 支給時期 |
|------------|--------------------|---|
| 給食 | 330円 | |
| 給食（おかずの大盛） | 400円 | 2026年9月末（2026年4～7月分） 2027年1月末（2026年9～12月分） 2027年4月末（2027年1～3月分） |

※牛乳のみの場合も支給対象です。牛乳の金額は年度ごとに変更する場合がありますので詳細は学校給食課までお問い合わせください。

就学援助申請の結果については、7月中旬頃、各ご家庭に通知します。

・認定の場合…就学援助の審査結果通知に記載された「認定月」以降に喫食した分の給食費を上記支給時期に支給します。

・不認定の場合…給食費の支給はありません。

「学校給食に関する問い合わせ先」
藤沢市教育委員会 学校給食課
TEL0466-50-8247